

京都第一赤十字病院共同利用運営規程

<目的>

第1条 本規程は、地域医療支援病院である京都第一赤十字病院（以下「病院」という。）と京都・乙訓二次医療圏及びその周辺に住所を有する医師等が、病院の機能の一部を共同利用することにより、それぞれの機能を補完し、地域医療の発展に寄与することを目的とする。

<共同利用を行う医師>

第2条 共同利用を行う者は、病院に対して別紙様式により申し出た者のうち、所在する地区医師会の承認を得た者（以下「登録医」という。）とする。

2 地区医師会への承認手続きは、病院が一括して行うものとする。

<共同利用の対象施設>

第3条 共同利用の対象となる施設、設備等は次のとおりとする。

- (1) 共同利用のための専用病床（以下、「開放病床」という。）
- (2) 高額医療機器等
- (3) 図書室
- (4) その他、院長が必要と認める施設、設備等

<対象施設の利用>

第4条 開放病床の入院患者の診療及び指導は、登録医と病院の主治医（以下「主治医」という。）が共同して行うものとする。主治医が不在の場合は、当該診療科部長又は副部長が代行する。

2 開放病床の入院患者は、急性期医療を必要とする患者とする。但し、産科入院は除く。

3 開放病床・高額医療機器等及び図書室の利用は、別に定める。

<共同利用時間>

第5条 共同利用時間については、病院の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとする。

<利用者の義務>

第6条 第3条に定める施設、設備等を共同利用する場合は、日本赤十字社及び病院の諸規定を遵守しなければならない。

<医療事故の対応>

第7条 共同利用時に生じた医療事故等については、日本赤十字社及び病院の諸規定に基づき対応する。

<秘密の保持>

第8条 登録医は、共同利用時に知り得た個人情報を正当な理由なく、第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

<経費の負担>

第9条 共同利用にかかる経費は、病院負担とする。

<診療報酬の請求>

第10条 共同利用に伴う診療報酬の請求は、登録医と病院双方が独自に行う。

<委員会の設置>

第11条 共同利用の実施に関する事項を審議するため、「京都第一赤十字病院地域医療連携推進委員会」を設置する。

<その他>

第12条 本規程の細部については、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

平成30年4月1日 一部改正